平成27年4月28日告示第71号 平成28年3月18日告示第27号

富津市創生会議設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法 (平成26年法律第136号) 第10条の規定に基づき市が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び進行管理において、市長が住民等に意見又は助言を求めるため、富津市創生会議 (以下「会議」という。)を設置する。

(意見等を求める事項)

- 第2条 市長が会議において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 市におけるまち・ひと・しごとに関する現状と課題
 - (2) 市におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - (3) 市におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市が講ずべき施策に関する基本的方向
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市が講ずべき施 策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(組織)

- 第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、市の現状と将来に識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。